

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

IV 賃金闘争

2 八二年春季闘争

10 八二年春闘総括

八二年春闘結果にかんしては、日経連が大槻会長のあいさつで、「賃上げ率は高すぎる」と批判、「この結果がこれからの経済運営に悪影響を及ぼさざるを得ないだろう」と指摘した(本年鑑第三部一「経営者団体の労働政策」参照)。

一方、労働側は、統一労組懇系、総評左派を除き、「概ね妥当」の評価を下している。内容は、「七%賃上げは昨年を下回りはするものの、実質賃金と可処分所得の目減りには歯止めをかけた」とするものである。しかし大手と中小の格差は、今春闘でも拡大したことを認めており、今後の問題を残すことになった。

さらに先行グループ方式を強めたものの、鉄鋼主導のパターンは変わらず、「管理春闘」揺がずということができる。その他、私鉄、国鉄等、春闘はじめてのストなし終結、官公部門の賃金決定問題など、多くの論点が残された春闘であった。

総評

総評の総括は、七%賃上げはまずまずの成果であるが、内需拡大への効果、格差拡大への容認を考えると、きびしく総括しなければならないとしている。もともとの総括案は、五月二日の第四回拡大評議員会に提出された。だが、総括のなかで「官民分断政策に歯止めをかけた」との評価に批判が相つぎ、また民間の賃上げ動向についても、「まずまず」との総括に異議がだされた。

このため、総評大会を前にした拡大評議員会に再度、総括案を提出したが、そこでは、「官民分断に歯止めをかけた」という表現は姿を消した。そして春闘相場波及力の弱まりが改めて指摘されている。以下、修正された総括文をかかげておこう。

【総評・八二年春闘総括(拡大評議員会)】

賃金引き上げについて＝賃金引き上げはほぼ七%であり、八一年度物価上昇率は約四%であるから、実質賃金の確保という点では一定の成果をあげた。しかし、実質可処分所得の低下を防ぐには八%程度の賃上げが必要という定説からみるなら、決して十分とはいえず、最終的にかけた「昨年実績確保」を実現し得なかった点でも、組合員と家族の不満を残すことになった。

中小企業でも七%前後の引き上げを確保しているが、組織されていない中小零細企業労働者やパート労働者の賃上げは未確定のところが多い。このことは、これら

の労働者の賃上げが景気の停滞によって低く抑えられることを物語っており、格差の縮小、社会的公正の是正の目標は、昨年に続いて十分に達成されなかった。

未組織労働者が組織労働者と同じ水準の賃金引き上げを実現できない事態が、二年間も引き続くということは、長年にわたって築きあげてきた春闘相場の波及力が弱まっていることを意味する。

そこでは低成長下での賃金闘争のあり方が根本的に問い直されている。組織労働者、とりわけ大企業労働者の賃上げが確定すれば、それが春闘相場として中小零細企業労働者にも波及していくという、賃金闘争パターンが低成長経済のなかで、なしくずしにされつつあるのに対し、新しい質の賃金闘争を構築するまでに至っていない現実をきびしくみつめ、来春闘に向けて本格的な討議をはじめなければならない。

一兆円減税について＝大衆行動も盛り上がっただけに、職場に失望や不満がうずまいていることは否定しがたい。国会において自民党が絶対多数を占め、財政再建が予想を超える歳入欠陥の表面化によって、いっそう厳しさを加えている現実を考えると、要求を実現するためには、なお大きな力が必要であったことを厳しく反省しなければならない。

闘争態勢と戦術について＝第一グループへの結集は、その取り組みに不均等性があり、不十分さはあったが、各単産・県評は積極的に取り組み、昨年を大きく上回る規模となった。業種別レベルではナショナルセンターの枠を超えた共闘も前進した。また果敢なストライキで低額回答を打破する単産、単組も昨年に比べ増加した。この闘いが、金属労協はじめ民間大企業の闘いにも一定の影響を与えていることは回答の推移が物語っている。

さらに、集中決戦態勢が官民総がかりの半日統一ストの設定と粘り強い交渉によって、公労協は民間賃金準拠と赤字を理由とする格差を許さない回答を引き出し、公務員共闘も一定の前進した回答を引き出すことに成功した。しかし、仲裁裁定が一括議決案件となり、人事院勧告とその実施も臨調基本答申を受けて、きびしい抑制攻撃にさらされようとしている現状では、闘いはさらに強化されねばならない。

賃上げ、減税いずれの要求についても、組合員と家族の期待に十分応えうる成果をあげえなかったのは、闘う力を十分に引き出せなかったことに原因がある。総評の指導の弱さ、不十分さがきびしく問い直されることは当然だ。同時に単産、県評もまた深く掘り下げた点検と総括を行い、前進のための問題をえぐり出していくことが必要ではないか。

地域格差がさまざまな不均衡を生み出し、それが地域共闘の発展を困難にしているなど、複雑な問題もでてきている。このような地域の実態を十分に分析し、地域春闘、地域労働運動強化の新しい発展方向を打ち出さねばならない。

官民総がかり体制についても、単純な官民統一スト論だけでなく、それぞれの単産が自らの闘争力を最大限に発揮する態勢を固めたうえで、その効果を最大限に発揮するための集中化、統一化の立場で臨まねば〃もたれあい〃傾向を克服することはできない。

春闘なくして、労働者・勤労国民の生活を守ることはできない。多くの面で弱点や欠陥があるとはいえ、すべての労働組合が同じ時期に賃上げ要求に立ち上がり、一斉に交渉をすすめていく日本独特の春闘方式が、起伏はあつても毎年賃金を引き上げていくことを、大切にしなければならない

同盟

同盟の総括は、「一応の成果」と評価はできるが、八割弱の獲得率にとどまり、整合性確立のうえでは不十分であったとしている。以下、五月二一日、中闘委で確認された「八二賃闘総括」をかかげておこう。

【同盟・八二春闘総括(中央闘争委員会)】

1 同盟賃闘の最終集約によれば、中闘事務局に報告のあった二、八三七組合のうち組合員数および平均賃金、賃上げ額の分る二、五〇六組合の妥結平均は、加重(組合員一名当り)で一、六九一円七・〇五%、単純で一、六四二円七・一三%であり、いずれも七%をわずかではあるが上回った。

2 要求基準の決定後に景気が一層冷え込むなかにあつて、過年度物価上昇率を三%強上回る水準を獲得したことは、これまでの賃闘に一定の転換をもたらしたものであり、その意味では、今次賃闘は一応の成果を収めたものといえることができる。

このような成果をもたらした要因は、主として、次の点にある。

第一は、同盟が早くから、団交重視を基本としながらも、経営側の対応いかんによっては、断固たる実行使をもって臨む強力な闘争姿勢を打出し、それが傘下組合員の今年こそは実質賃金の停滞を打破しようという強い意欲と相まって経営側に一定の譲歩を余儀なくさせたことである。

第二は、同盟賃闘体制がより一層充実、強化され、一定の質的転換を遂げたことである。すなわち、今次賃闘においては、先行グループのより一層の拡大と統一回答指定日の早期設定、最大の山場における中核的組合の連携と相乗作用の強化、後段における社会的相場への到達闘争など、戦術配置を一段と発展させ、さらに各闘争段階ごとに的確に目標を提示するなど、同盟本部、傘下産別の意志統一のもとに、同盟賃闘体制を大きく前進させたことが、経営側の厚い壁にクサビを打ち込むことを可能にした。なかでも、先行グループの額で前年実績を越える高額相場の形成が、その後の闘争展開に与えた波及効果、止むに止まれず整然たるストライキに突入した組合が、闘争の盛り上げに果たした役割は、高く評価されるべきである。

第三は、同盟が中心となって主張した実質可処分所得の引き上げによる内需中心の経済成長の必要、そのための整合性ある積極的な賃上げの必要が広く世論の支持を受け、一方、賃上げ抑制のための口実に過ぎない日経連の生産性基準原理が全く世論から無視され、個別企業の経営者さえ、それを支持しなかったことである。

かくして、今次賃闘は同盟主導、民間主導を一段と定着させ、また、明年度以降における過年度物価上昇率を上回る賃上げ獲得の基盤を形成したものである。

3 今次賃闘において一応の成果を収めた反面、なお不十分であった点、問題とすべき点がいくつか存在する。それらを克服し解決することは、われわれに課せられた重要

な課題である。

第一は、過年度物価上昇率を上回る賃上げを獲得したとはいえ、全体として、最終的には前年妥結額を下回ったうえ、内需主導型の安定成長を定着させるに十分な、実質可処分所得の上昇を実現しうる水準には到達できなかったことである。賃闘時点における一時的な支払い能力に規制されることなく、労働者生活の向上を柱とした望ましい経済の整合性を確立するに足る賃上げを、着実に実現するためには、われわれの闘う力を一層充実、強化させなければならない。そのためには、先行方式の役割を再確認すると同時に、相場形成に影響力のある組合の先行グループへの参加、回答指定日の繰り上げ等、先行方式の有効性を真に発揮させるための一段の工夫、努力が必要である。

また、今次賃闘において始めて実施した同盟連帯基金による争議支援、争議対策委員会の役割が、さらに充実されなければならない。

総じて、昨年、今年と年々強化されてきた同盟の指導性、同盟と傘下産別との一体的行動をさらに前進させることが必要である。

第二は、今次賃闘においては始めて、組織労働者の間において、賃上げ率に規模間格差が発生したことである。圧倒的多数を占める未組織の中小・零細企業においては、昨年すでにこのような傾向が明確に現われており、それが労働者全体の賃金上昇率を低下させることともなった。労働条件格差の縮小は、中小・零細企業に働く労働者の生活向上にとってはもとより、わが国経済の成長条件の確保、激化しつつある国際的な経済摩擦の緩和のためにも、力を尽して着実に解決していかなければならない課題である。そのためには、未組織労働者の組織化、業種あるいは地域ごとの集団・統一交渉によるグループ別賃金決定等の組織内努力、ナショナル・センター、産別、地方を通ずる最低賃金への取り組み、二重構造解消のための政策的対応等を、総合的にねばり強く展開していくことが必要である。

第三は、ナショナル・センターの賃金白書ないし運動方針の発表と三月下旬の回答引き出しまでの間において、経営側や評論家から流される情報が優勢を占め、労働組合側の情報に空白がみられたことである。この間の情報いかんは、賃闘全体のムードに大きな影響を与えるものであり、とくにナショナル・センターを中心として、これを克服することに一層の注意と努力が傾注されなければならない。

第四は、今次賃闘においては、従来にないほど賃金と経済政策選択とのかかわりが議論の対象となったが、第二次石油危機後の調整が一応終わった今日の段階において、あらためて、内外両面からみたわが国経済の正常な発展に占める賃金の位置と役割を検討、確認し、かつ、政策要求との関連を明確にしながら、中期的な展望に立った賃金政策を打ち樹てるべき段階にきていると判断される。そのため、われわれは経済社会政策研究所の協力を得ながら、総合的視野に立った中期賃金計画を策定し、明年度以降の賃闘は、それに依拠して展開することとする。今次賃闘が提起した問題点、課題は以上の通りであるが、さらに今後あらゆる機会において同盟賃闘をより強化・充実するための方策を論議、検討していく。

4 今次賃闘は、ほぼ終結したが、引き続き取り組むべき目標がいくつかある。

第一は、組織労働者の賃上げを未組織労働者に波及させるための最賃闘争の強化

である。われわれは、労働四団体の共同歩調を一層前進させるなかで、中央、地方、産別が一体となり、賃金格差を縮小するに足る法定最賃の引き上げを実現しなければならない。

第二は、時短、定年延長である。賃闘に引き続き、各産別・単組の時期設定に従って、有給休暇の完全取得、残業規制をはじめとして、年間総労働時間を早期に二、〇〇〇時間以下にする時短闘争、六〇歳以上定年をすべての単組で確立する闘争に、総力を挙げて取り組まなければならない。

第三は、一兆円減税の実現に向けてのより一層強力な運動の継続、展開である。すでに指摘したように今次賃闘の結果は、十分な実質可処分所得の上昇を保障するものではなく、労働者の生活にとっても、安定成長の実現にとっても、一兆円減税の実現は是非とも必要である。われわれは、労働四団体の共同歩調のもとに国民世論を一段と盛り上げ、政府・与党を窮地に追い込むことによって、所得減税の実施を勝ち取らねばならない。

第四は、物価の安定である。政府の今年度物価見通しは四・七%であるが、最低限必要な可処分所得の上昇を確保するためには、これを四%以下にとどめさせることが必要である。われわれはそのための政策闘争を引き続き強化していく。

金属労協

金属労協(JC)の総括は、要求の切実さからみると不十分であるが、実質可処分所得の減少に歯止めをかけ向上につながるものとして評価できるとしている。しかし大手と中小の格差は拡大したと問題を指摘している。全体として、JC総括は相場主導、パターンセッターとしての「自信」に裏づけられている。

【金属労協・八二賃闘総括】 回答評価

(1) JC回答は、賃金決定が物価との関わり合いを強く持ち、物価沈静化と不況色が強まる状況下にあって、経営側の厳しい賃上げ抑制姿勢に対し、JCとして賃金決定を終始マクロの視点でとらえ、内需主導による景気回復を強く主張し、共闘強化を図る中で、単産、単組の相乗効果の発揮により、経営側から引き出したものである。

この回答は、切実な要求からみて不十分さが残るものの、実質賃金確保はもとより、八二年闘争の重要課題であった実質可処分所得の減少に歯止めをかけ、向上につながるものであり、評価できる。

(2) 回答は、JC共闘集計対象組合でみると、昨年に引き続き格差が圧縮され、平準化が進んだが、金属産業全体の回答状況では、大手と中小との格差は依然として解消されず、一部には拡大する状況もみられる。

賃金決定のパターンセッターとしてのJCの役割は、民間主導の定着とともに、さらに重みを増す状況にあり、その期待に応えるべく、中小の格差解消問題も含め、単産、単組の要求主張を生かした回答引き出しへの努力をさらに強めていかななければならない。

JC共闘の推進について

第二四回協議委員会の決定を踏まえ、各単産、単組段階では、要求提出日の繰り上げ、単産としての交渉ゾーンの設定などの取り組みを行い、中央討論集会の開催、集中回答指定日に向けた二次統一交渉ゾーンでの交渉追い上げ、一斉職場集会の開催など相乗効果の発揮、水準引き上げに、JC共闘強化はさらに前進した。

諸共闘会議とJC共闘

(1) 化学エネルギー労協との共闘は、対政府、経営側への共同行動をはじめとして、相互に共闘充実への努力が行われ、共闘強化が図られてきた。今後、日常活動を含め連絡を密にするなど連帯を強めていく。

(2) 八二年闘争において、労戦統一への準備会発足も相まって、賃闘対策民間労組会議の拡大、強化が図られ、賃金闘争における民間主導が一層強化されることとなった。今後、賃金闘争における民間労組の結集がさらに重視される中において、各単産はJC共闘を軸に取り組んでいく。

統一労組懇

統一労組懇は、八二春闘で、前年に増して独自行動に力を入れた。八月三～四日の統一労組懇八二年度年次総会でも、やや詳しくふれている。その部分はさておき、八二春闘全体についての総括を紹介しておこう。

【統一労組懇・八二春闘総括】

八二春闘での賃上げの率・額は、全組合規模で、大手組合は六・九一％一三、三五七円(日経連六月一八日)、あるいは、七％を僅か上回る結果(労働側)となっています。このような賃上げ結果は、労働者の生活の実情と要求に照してみるならば、きわめて不十分なものです。実質的には、日経連などが主張していた「四％台」の賃上げ抑制政策の枠内に止まったことからすれば、敗北というべきです。

そのような結果は、労働四団体が、労働者の生活に根ざす切実な要求とたたかひの意欲に依拠して闘争の大衆的全国的発展をめざす方向ではなく、「経済整合性」論に立って、大幅賃上げ路線を投げ棄てて、同盟路線の枠内での四団体共闘で、賃金抑制政策への協力路線をすすめた結果です。本来、八二年春闘では、労働者、国民の生活困難が大きくすすんでいるもとで、所得税減税や核兵器禁止をめざす国民的規模の要求と運動発展の大衆的基盤があり、また、賃上げ、減税で、不況に活を入れる消費需要の拡大をもとめるという春闘を押しあげる条件も広がっていました。その情勢と条件を最大限活かす方向ではなく、逆に、大衆的高揚の条件を、それぞれの課題ごとに分離して、それらの統一的発展を、阻み抑えこんでしまったものです。

総評も、国民春闘とはいっても、そのためには軍拡・大企業奉仕の臨調路線とのたたかひを国民的規模で推進してこそ文字どおりの国民春闘の展開となるのに、それを回避して同盟主導の四団体路線を積極的にすすめ、賃上げ抑制に途を開きました。

こうした事態は、階級的ナショナルセンター確立をめざす統一労組懇の活動と組織の強化をいっそう緊急のものとしています。

【参考資料】(1)春闘共闘「国民春闘白書」、同盟「賃金白書」、金属労協「白書」、統一労組懇「八二年度年次総会資料」、同盟「第五二回中央評議会報告書」、(2)総評教宣局「労働ニュース」、同盟「中闘情報」、春闘共闘「国民春闘情報」、「JC金属ニュース」、(3)『賃金と社会保障』、『労働経済旬報』、『賃金事情』、『賃金実務』、『週刊労働ニュース』、(4)日本労働協会編『昭和五七年版・労働運動白書』

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
